



近畿税理士会 泉大津支部だより

発行 平成22年8月25日

22年夏号

No. 24

発行 / 近畿税理士会泉大津支部 支部長 阪 広久
事務局 泉大津市二田町1丁目11-15 オークハイツⅢ301号
編集委員 / 石谷秀志・竹尾公宏・岩間新吾・真奥隆・田中俊英



南国の熱き祭り 『徳島阿波おどり』

4日間踊りきるために、361日生きてます。

阿波の殿様蜂須賀さまが 今に残せし阿波おどり 笛や太鼓の「よしこのばやし」
踊る阿呆に見る阿呆 同じ阿呆なら踊らにやそんそん ヤットサ ヤットサー

天正14年(1586年)徳島城が完成した際、初代城主蜂須賀家政は、「築城祝いに城下で自由に踊ってよし」とする触れを出した。これが盂蘭盆の盆踊りとして定着した。江戸時代の一時期には一揆の恐れがあるとして禁止され、戦時中は自粛により中断したが、1946年に復活し、「踊る阿呆に見る阿呆」のフレーズと共に、全国に阿波おどり人気が広がっていった。

今、徳島県内には1200を超える「連」があると言われ、その内歴史と技量と人気のある80連を『有名連』と呼ぶ。

お盆の4日間、徳島県は『阿波おどり』一色に染められる。

(写真・文) 久保 慶明



22年夏号 主な内

- 1面 徳島阿波おどり
- 2面 高岩副支部長のご挨拶・支部旅行のご案内
- 3面 芳賀泉大津税務署長着任のご挨拶
- 4～5面 第23回誌上研修「保証債務と連帯債務」

- 6面 寄稿「高野山を訪ねて」
「家族観や少子化について」
- 7面 新会員自己紹介・会員異動
- 8面 告知板・最新研修ビデオ紹介
原稿募集・編集後記



ご挨拶

副支部長 高岩 弘至

毎日暑い日が続いておりますが、会員先生方はいかがお過ごしのことでしょうか。平素は支部運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、支部の先生方のご協力のおかげで6月の支部定期総会も無事に終えることができました。重ねて感謝申し上げます。

昨年11月より開設しました支部事務局もスムーズな運営がされており、役員一同助かっており、支部運営も順調に行われております。

さて、今年は、昭和55年の税理士法大改正以来30年目の節目にあたります。

この税理士法大改正で、現在の税理士法第1条（税理士の使命）が作りあげられました。

それまでは、「税理士の職責」として『税理士は、中正な立場において、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務を適正に実現し、納税に関する道義を高めるように努力しなければならない』と規定されていました。

税理士の果たすべき社会公共的役割を明確にし、職務上の責任を明確にすることから「職責」を「使命」と改め、独立した立場から納税義務の適正な実現に努めるため「中正な立場」から「独立した公正な立場」となり、「申告納税制度の理念にそって」という新たな文言が挿入されました。

現在、私が、担当させていただいています「業務対策委員会」と「税務支援対策委員会」の事業は、どちらもこの税理士法第1条を具体化するためのもので、関与先からの信頼を税理士の権利として拡充された制度として業務対策委員会が行っている書面添付制度があり、国民納税者から期待されその信頼を確立させるため、自らが社会・公共的使命を達成するために実施しているのが税務支援事業であります。いずれも、近畿税理士会の重点施策としてあげられているもので、担当副支部長として責任の重さを感じながら運営を行っております。

これからも税理士の社会的地位の一層の向上と信頼される税理士制度の確立のため、一生懸命がんばりますので、今後ともどうかご理解とご協力の程よろしく申し上げます。



厚生委員会より

今年度の支部旅行は、下記の通り大河ドラマ「龍馬伝」のふるさとを楽しんでいただきたいと思います。

- | | |
|--------|--|
| 〔行 先〕 | 四国高知方面 バス旅行 |
| 〔日 時〕 | 10月17日(日)～18日(月) |
| 〔参加費〕 | 30,000円(別途ゴルフ代) |
| 〔日 程〕 | 17日 徳島・阿波踊り会館 城西館(高知市内) 泊
18日 <観光組> 土佐・龍馬であい博・桂浜・龍河洞ほか
<ゴルフ組> kochi 黒潮カントリークラブ |
| 〔回答期限〕 | 平成22年9月21日(火)
→同封の旅行案内文にて出欠ご回答をお願いします。 |
| 〔ご回答先〕 | 泉大津支部事務局
FAX 0725-33-7405 |

～ 参加者には後日旅行詳細をご案内いたします。～



支部旅行の「案内



着任のごあいさつ

泉大津税務署長 芳賀 貴之

残暑の候、近畿税理士会泉大津支部の会員の皆様方には、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私、この度の人事異動により税務大学校大阪研修所から赴任してまいりました芳賀でございます。

泉北地区における納税道義は、非常に高い水準にあると伺っており、私も17年振りにこの地に勤務できることを光栄に思っております。微力ではございますが、全力を尽くしてまいりますので、前任の中田署長同様、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ところで、最近の税務行政を取り巻く環境は、少子・高齢化の進展や急速なグローバル化・IT化に伴う社会経済の変化という大きな流れに加え、直近では、内外の経済情勢が急激な変化を見せ、様々な新しい課題が生じています。こうした中、私たちは、税務職員の使命である「適正・公平な課税と徴収の実現」に向け不断の努力をしてまいりますとともに、時代の変化に即した納税者サービスの向上にも誠実に取り組んでまいり所存でございます。

そのためには、税務署として全力を尽くしていくことはもちろんですが、皆様方のなお一層のご理解とご協力をお願いする次第であります。

なお、今年も重要視しなければならないと考えておりますのは、平成22年分確定申告の円滑な運営と、e-Taxの普及拡大であります。

平成22年分確定申告につきましては、税務署としましては、昨年同様に納税者サービスの充実に努めるとともに、円滑に推移するよう最大限の準備をしてまいりたいと考えており、税理士の皆様方との協調関係をより密にして臨みたいと思っております。

e-Taxにつきましては、政府のIT戦略本部から公表されている「オンライン利用拡大行動計画」の中で、平成25年度までの取組方針と目標値が示されております。国税関係手続については、重点手続（15手続）を平成25年度までに65%（先行11手続は平成23年度までに70%）となるように示されており、国税組織を挙げ取り組むこととなっておりますので、税理士の皆様方におかれましても、なにとぞご理解とご支援のほどよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、近畿税理士会泉大津支部の今後ますますのご発展と会員の皆様方のご健勝、ご事業のご繁栄を祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。



大阪・奈良税理士協同組合

〒540-0012
大阪市中央区谷町1丁目5番4号
TEL (06)6941-6888
FAX (06)6947-2800
URL <https://ni.vpo.fenics.or.jp/vnfs/>

保険

阪奈積立年金、VIP大型総合保障制度、全税協年金
所得補償、総合事業保障プラン、小規模企業共済
ゴルフフェーズ保険、自動車保険

金融・カード

税理士（マーク入り）カード、住宅ローン、
自動車ローン

不動産

トリニティシステム（相続対策）、不動産情報
（売買、仲介）戸建住宅、ビルの賃貸

販売あっせん

業務関連用品、パソコン関連、オフィス家具
紳士婦人服イージーオーダー
健康食品（プロポリス、カキ肉エキス）
チタン製印鑑、ガソリン、墓石、霊園

その他

報酬自動支払制度、ゴルフ会員権、
謝礼会社、リース関連、人材派遣
セキュリティ、コーヒーマシンレンタル、
保養施設



第23回 誌上研修

「保証債務と連帯債務」

研修委員 大西 博己

1. 民法の理解

(1) 保証債務、連帯保証債務、連帯債務の区別

主たる債務者の債務を担保するための制度として通常よく使われるものとしまして、保証債務、連帯保証債務、連帯債務の3種類があります。この3つの制度は、主たる債務との関係で、附従性と補充性があるか否かによって基本的に区別することができます。

まず、保証債務には、主たる債務との関係で附従性があります。附従性というのは、主たる債務の運命に保証債務も引きずられるということで、主たる債務というものが成立しなければ保証債務も成立しない、主たる債務より保証債務が重くなることはない、主たる債務が消滅すれば保証債務も消滅する等の性質をいいます。

さらに、保証債務には補充性という性質があります。債権者から請求されても、まず主となる債務者に請求するように抗弁することができますし、まず主たる債務者の財産に執行するように抗弁することができます。

これに対して、連帯保証債務は主たる債務者と連帯して債務を負担するというものですので補充性はありません。それゆえに、債権者は最初に保証人に対して請求することができます。しかし、保証ですので附従性の性格は有しています。したがって、主たる債務者が債権者からの請求に対して支払の猶予を求めれば、民法にいう「承認」をしたこととなりますので、その効果は連帯保証人にも及び、連帯保証債務の時効も中断されたこととなります。

次に連帯債務の場合は、「連帯」ですから補充性はありませんし、保証でもないので附従性もなくなります。つまり、連帯債務者の1人について生じた事由は他の債務者には影響を与えないのが原則です。債務者の1人が承認した場合は、承認した人については時効が中断されますが、他の債務者についてはそのまま時効が進行することになります。連帯債務が債権者にとって一番確実なようですが、必ずしもそうではない場合があることに留意する必要があります。

(2) 保証債務の範囲

債権者が保証人に対して追及できる責任の範囲は、特約のない場合に限り、主たる債務のほかに利息、違約金、損害賠償その他主たる債務に従たるすべてのものに及びます。

(3) 保証債務の履行と請求権

債権者は保証債務について、履行期が到来すれば、保証人に対して履行を請求することができます。

保証人は、弁済をなすにあたってあらかじめ主たる債務者にその旨を通知しなければなりません。通知を怠って弁済等を行うと連帯債務の場合と同様に、主たる債務者は債権者に対抗できた事由をもって保証人に対抗することができることとなっています。保証人が主たる債務者に代わって債務を弁済した場合には、主たる債務者に対して求償権を行使することができます。

委託を受けていない保証人については、保証したことが主たる債務者の意思に反していないときには、弁済等の出捐（金銭や品物を寄付すること、当事者の一方が自分の意思によって財産上の損失をして他方に利益を得させること）行為をした当時主たる債務者が利益を受けた限度で求償することができます。

保証したことが主たる債務者の意思に反するときは、求償時に主たる債務者が利益を受けている限度で求償することができるにとどまります。

2. 税法の理解

(1) 納税保証債務、第2次納税義務、連帯納付義務

税法には本来の納税義務者以外の者に納税義務を負わせる制度がいくつかあります。これらの制度を民法との関係でみてみます。

国税通則法は「保証人の保証」(国通法50条6号)を担保の一種として規定しています。これは典型的な保証債務ということがいえます。また、国税徴収法は無償で資産を譲り受けた者等に対して第2次納税義務を課しています。この第2次納税義務は「滞納者の国税につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合において」成立するものですから、補充性があり、保証債務の一種だと解することができます。

国税通則法は共有物や共同事業に関わる連帯納付義務も定めています(国通法9条)。これらの連帯納付には、民法の連帯債務の規定が準用されます。

(2) 相続税の連帯納付義務

相続税法は34条1項で連帯納付の義務を次のように規定しています。

「同一の被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得したすべての者は、その相続又は遺贈に因り取得した財産に係る相続税について、当該相続又は遺贈に因り受けた利益の価額に相当する金額を限度として、互いに連帯納付の責に任ずる」

この規定の内容からすると、各相続人は連帯していますので、補充性はなく、民法でいう連帯保証債務が連帯債務のいずれかに該当することになります。国税通則法は、連帯納付については連帯債務の規定を準用することを規定しています。

(3) 保証債務を履行するための資産の譲渡

所得税法64条2項は、保証債務を履行するために資産を譲渡した場合において、その履行に伴う求償権の全部または一部を行使することができないときには、その行使することができないこととなった金額を各種所得の金額の計算上なかったものとみなしています。しかしこの規定は、棚卸資産や棚卸資産に準ずる資産の譲渡、その他営利を目的として継続的に行われる資産の譲渡(所法33条2項1号)について適用がありません。また不動産所得、事業所得および山林所得の金額の計算上、必要経費に算入される金額についてはこの規定の適用はありません(所法64条2項)。

これらの事業の遂行上生じた保証債務で、その保証債務の履行に伴う求償権の全部または一部で回収できないものは、その者のその損失の生じた日の属する年分の不動産所得、事業所得、山林所得の金額の計算上必要経費に算入します(所法37条)。

所得税法64条2項の適用を受けるためには、まず、保証債務を履行するためであることが必要です。これは、保証債務および連帯保証債務の履行をさしていると解することができます。しかし所得税法基本通達64-4は、人的保証にとどまらず物的保証も含めて、次のようなものも、適用のある場合を含めることとしています。

- ① 不可分債務の債務者の債務の履行があった場合
- ② 連帯債務者の債務の履行があった場合
- ③ 合名会社または合資会社の無限責任社員による会社の債務の履行があった場合
- ④ 身元保証人の債務の履行があった場合
- ⑤ 他人の債務を担保するため質権もしくは抵当権を設定した者がその債務を弁済し、または質権もしくは抵当権を実行された場合
- ⑥ 法律の規定により連帯して損害賠償の責任がある場合において、その損害賠償金の支払いがあったとき

【参考引用文献】

「実務家のための税務相談 民法編」三木義一他 著(有斐閣)





高野山を訪ねて

吉山 勝男

日頃は支部役員の皆様方の会務運営の努力に対し、厚く御礼申し上げます。
私は税理士登録28年、事務所開設21年になります。いわゆる中堅税理士と自分では思っております。

最近私が経験しましたのが、昨年の四月より本年の五月までの間に高野山にあります高野山大学で高野山学を学びに行き、全8回を修了し、6月初旬に修了証をいただきました。毎年4月の第3土曜日を第1回目とし、その年の11月の第3土曜日を最終とし、年8回高野山についての講義を聞くとても快い気持ちにしてくれる講義でした。毎月第3土曜日の午前10時から行われるのですが、当然仕事又は婚礼の出席等、予定が入って行けない事がありますが、何年かけても良いと言うお話で、私の場合も2年かかりました。ちなみに毎年12月から翌年の3月までの期間は天候等の都合で開講されません。私の場合、南海泉大津駅より朝7時42分発難波行き急行に乗り、天下茶屋で1番ホームへ乗り換え、難波8時発の高野号に乗り換え、そのまま極楽橋駅まで行き、そこでケーブルに乗り継ぎ高野山駅で下車、南海バスに乗り千手院橋バス停で下車し、徒歩で高野山大学に行きました。片道約2時間、片道の交通費が2,270円ですが、その1日が大変楽しみな気持ちで過ごせました。高野山といえば皆様ご存知の弘法大師・空海の開いた山で、山（寺）として日本一の面積、約3,000人の僧侶が住み、寺の数117の壮大な山であるのも確かですが、季節の折々の花が咲き、自然の環境がそのままに残っている素晴らしい場所でもあります。ちなみに高野山にハイキングされたときのお勤めの場所はやはり奥之院、根本大塔、霊宝館、大門、山上伽藍（あとの4つは近くに集中、奥之院のみ少し離れている）でしょう。一度お天気の良い日に高野号に乗って、関西在住の特権として高野山に登られてはいかがでしょうか。

最後に同業者の皆様方の益々のご活躍をお祈りします。



家族観や少子化について

藤田 晃久

近年は少子化の影響による大阪府下の高等学校の閉校や統合も見受けられ、少子化を具体的に実感するようになりました。私自身、少子化という言葉を知ったのは新聞やテレビで知った程度の実感しなかったのですが、2人の子供が生まれ子供を育てるうちに少子化を実感するようになりました。

児童用の自転車に安全性や種類を求めて大阪府下でも有名な大阪市内の自転車販売大型店に相談しても「恐れ入りますが、児童用自転車はほとんど在庫を置いていないんです」という回答にも少子化の3文字が浮かびました。南大阪の店でも「最近では売れ筋が決まっています、多様な品ぞろえはございません、販売数もそんなにのびないので」とか、「乗り降りしやすい児童用自転車は女の子用しかないですね」という具合です。児童用商品にも少子化の影響は間違いなく現れています。

母校の高等学校時代にサッカー部に所属していたので、毎年母校に顔を出していますが、とにかく学生数が減っています。今の高校生はあまりクラブ活動をしないう傾向があり、アルバイトに精を出す生徒が増えているようです。そのアルバイト代は携帯電話の利用料に消えていくとのこと。最近そういえば、昔からあったスポーツ用品店が閉店していました。

少子化は家族観にも影響を及ぼしていると思われ、一昔と異なり児童・子供を育てる観点から、生活スタイルを親が決めていくことも難しくなってきたこともその原因かもしれません。どのような時代であっても常に父親がリーダーシップを発揮して、家族全員をまとめることが求められていると実感しています。これは結局、仕事にも通じることなので、少子化になることはリーダーシップ観が家族の場で養われない傾向が強まるのではと危惧しています。

これからは子供を様々な意味で教育して育てる役割が親に必要とされそうですから、親として子供の育てがいのある時代なのかもしれません。

新 会 員 自 己 紹 介



武澤 裕子 (たけざわ ゆうこ) 昭和38年4月1日生 登録番号 : 115308

〈自己紹介〉主人1人、子供2人、犬2匹を育てながら、苦節13年をかけてようやく税理士試験に合格し、この春、念願の登録をすることができました。実務経験が乏しく、毎日必死ですが、所長や職員の方々に助けていただいて、がんばっています。

〈支部へのメッセージ〉ご指導、ご鞭撻賜りますよう、お願い申し上げます。



本多 義孝 (ほんだ よしたか) 昭和24年5月17日生 登録番号 : 116007

〈趣味・特技〉ゴルフ、料理(きんぴら、筑前煮等)、孫の子守り

〈支部へのメッセージ〉税務署を42年勤務し、このたび定年退職しました。「和」という言葉が好きです。支部行事に積極的に参加したいと考えています。どうぞ、よろしくお願いします。



会 員 の 異 動

平成22年6月30日現在 会員数 108名 (内税理士法人 2)

◇ 入 会

平成22年2月25日 **武澤 裕子 先生** (開業)
事務所: 〒594-0023 和泉市白太町2-1-13
FACTビル1F
松本忠男税理士事務所
TEL0725-46-4040 FAX0725-46-3555

平成22年4月21日 **中川 和敏 先生** (開業)
事務所: 〒595-0023 泉大津市豊中町3-6-1
TEL0725-21-1858 FAX0725-21-1858

平成22年5月20日 **本多 義孝 先生** (開業)
事務所: 〒595-0026 泉大津市東雲4-35-201号
TEL0725-33-0848 FAX0725-33-0848

◇ 転 出

平成22年5月13日 **中川 和敏 先生** (東支部へ)

◇ ご 逝 去

～ 謹んでお悔やみ申し上げます。～
平成21年12月26日 **田島 誠司 先生**

◇ 業務廃止

平成22年4月6日 **朱山 かず洋 先生**
平成22年6月23日 **舩井 泰生 先生**



広報委員会より

今回初めて「支部だより」を従来の外部委託ではなく泉大津支部事務局にて作成いたしました。まだ不十分な点等があるかは存じますがご了承の程宜しくお願いいたします。また、今後より一層の紙面充実のために皆様のご協力をお願い申し上げます。



告知板

最新研修ビデオの紹介

支部事務局では、研修ビデオを整理保管しておりますので、自己研鑽の一助としてご活用ください。また新着情報につきましては、支部だより、ホームページ等で随時お知らせしてまいります。



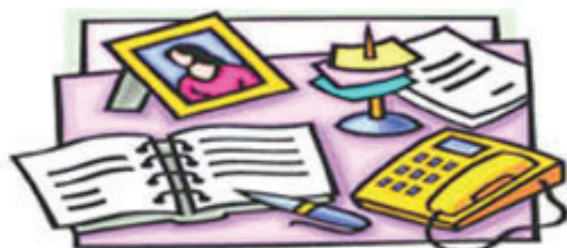
【新着情報…平成22年4月1日以降開催分】

- ◇プロフェッショナルセミナー「法人税の見直しについて」
- ◇プロフェッショナルセミナー「国際税務入門 源泉所得税編」
～基礎復習と例題による解説～
- ◇第1回マルチメディア研修「平成22年度税制改正について」
- ◇近畿税理士会主催研修会「倒産法関係と税理士の役割」〔前編・後編〕
～法人の破産・民事再生実務を中心に～
- ◇大阪・奈良税理士協同組合主催 第1回研修会
第1部「総合紛争解決センターについて」
第2部「NPOと税理士の関わり」

原稿・写真募集！

この支部だよりは、支部ホームページでもご覧になれます。
アドレス <http://www2.kinzei.or.jp/~izumi/>
広報委員会では常時原稿・写真を募集しております。
寄稿はお気軽に、趣味・エッセイ・業務に関すること・日頃の疑問等、テーマはご自由ですので、是非ともご寄稿をお願いいたします。
写真もテーマはご自由に撮影場所等記載のうえお送りください。
なお、お送りいただいた原稿・写真は、紙面に限りがあり、掲載できない場合もありますので、その際はご了承ください。

お問い合わせは、泉大津支部事務局まで
TEL0725-33-7400 FAX0725-33-7405
e-mail izumiootusibu@theia.ocn.ne.jp



研修委員会より

今後の泉大津支部（支所）研修予定

◇9月17日（金）

「法人税及び資産税」 泉大津税務署担当官
テクスピア大阪3階会議室

◇11月10日（水）泉四支部合同研修会

「テーマ未定」 税理士 永橋利志氏
リーガロイヤルホテル堺

上記以外にも計画しておりますので、日程等決まり次第いつものように案内文をお送りいたしますので奮ってご参加の方どうぞよろしくお願い申し上げます。

編集後記

残暑お見舞い申し上げます。今年の暑さは、例年に比べて格別ですが、支部会員の皆様方にはお変わりなくお過ごしのことと存じます。

昨年の6月から広報委員となって早一年が過ぎました。支部だよりの編集も3回目を向かえ、今回寄稿の原稿依頼と編集後記を担当しました。原稿依頼をするにあたって、事務局にある過去の支部だよりをめぐり、挨拶・寄稿・誌上研修・旅行の思い出に投稿されたことがない先生方に協力をお願いしました。

さて、8月の初旬に友人の家族と京都の久多の里にキャンプに行きました。夕方・夜中・明け方と昆虫採集に明け暮れました。クヌギに昆虫ゼリーとバナナ焼酎（噂で聞いた）を仕掛けましたが、結果は、ミヤマクワガタのオスメス一匹ずつでカブトムシはゼロ（現地の人曰く、お盆辺りにはよく採れるとの事）でした。汗をかきながら、虫籠・虫採り網を持って山中を駆け回り童心に返ることができ、リフレッシュになりました。今日、ストレスが溜まる毎日ではありますが、皆様も時には、我を忘れ何かに夢中になることが必要ではないでしょうか？

まだまだ暑い日が続きますが、支部会員の皆様方にはどうかくれぐれも御身おいといただきますようお祈り申し上げます。
（ T. M ）